



寄稿

企業から見た近年の特許法及び 審査基準の改正について

三菱電機 知的財産センター 特許技術部長
吉田 一好

はじめに

平成5年～平成15年の間に、特許法は6回の改正が行われている。民法や商法等他の法律と比較すると、その改正頻度は非常に高いものである。

これは、ここ10年の間に起こった、バブル経済の崩壊や中国等の新興工業国の台頭による我が国の産業構造の大きな変革に対応すべく、特許法の「我が国産業の発達への寄与」という目的に沿い、より良き制度づくりに向けて、関係各位が絶えざる努力を払われていることの証であると思う。

ここでは、ユーザである企業の立場から、平成5年～平成15年までの制度改正を振りかえり、審査の適格性を目指す改正、早期権利付与を目指す改正、登録後の係争に関する改正に分け、企業にとって影響が大きかったと受け止めた改正について考察してみたい。

審査の適格性を目指す改正

1. 補正の範囲の適正化について（平成5年法改正及び平成15年審査基準改訂）

（1）平成5年法改正以前

平成5年法改正によって、いわゆる「新規事項の追加の禁止」が導入されるまで、我が国の特許補正に関する審査実務は、出願人にとって裕度の大きいものであった。すなわち、出願当初の明細書等に記載のない新たな事項であっても、発明の要旨を変更するものでなければ、補正により追加をすることが認められていた。

このような審査実務は、諸外国との比較においても裕度の大きいものであり、特許を取得してこれを活用しようとする立場からみれば、権利取得の容易さという面で恩恵を受けることができた。

その一方で、事業を行う立場からは、当初の予想を超えた内容で権利化された他人の特許に悩まされるということになり、産業界としては、むしろこの弊害が大きく、その是正への要望が高まった。

（2）平成5年法改正

平成5年法改正では、「特許の健全な取得と活用」を目的とし、特許補正において、「新規事項の追加の禁止」が導入されたが、その狙いは、「国際調和」という観点からも極めて妥当なものであったと考える。しかし、実際の運用において以下のような問題を生じた。

即ち、改正時の審査基準では、出願当初の明細書等の開示から「直接的かつ一義的」に導くことができるものは、新規事項の追加に当らず、補正が許されるとされていた。ところが実際の運用では、この「直接的かつ一義的」という基準が厳しく解釈され、出願当初の明細書等に“実質的に開示”されていた事項であっても、「直接的かつ一義的」に導き出せないものとする審査が見られるようになった。このような審査の運用は、諸外国の審査と比較しても厳しいものであり、平成5年法改正では、結果的に、手綱を引き締め過ぎることになったようだ。

画期的な基本発明や国際標準に関連する発明等の重要出願にあっては、我が国のみならず諸外国にも出願するのが常である。言うまでもなく、出願人にとっての理想は、創作した発明の本質を、明細書という媒体

を介して現実の製品や規格に一致するように具体化することにあり。しかし、発明が画期的であればあるほど、将来その発明がどのような形で製品や規格に具体化するかを予測することは非常に難しい。このため、出願人が、発明の本質自体は変えることなく、その表現を現実の製品や規格に沿うように改めるべく、出願後に各国において補正を望むことは至極当然といえる。しかるに、我が国において、上記のような厳しい補正制限が課されるようになって以来、出願当初は同一の内容であったはずの出願が、各国毎の審査を経て特許化された結果、欧米で成立した特許と比較して、我が国で成立した特許の権利範囲が狭くなったという声をしばしば聞くに至った。もちろん、審査は各国毎に異なる法制度の下に行われ、引用される先行技術も各国毎に同一であるとは限らない。しかし、当社の事例を含む多くのケースでは、出願人が我が国の厳しい補正制限を意識し、審査段階において、欧米に対する補正クレームと比較して、より限定された内容の補正クレームを作成して我が国特許庁に提出するに至ったものと思われる。

そのような状況は、我が国が世界に先駆けて開発した先端技術や、国際標準に関連する技術の特許により保護して、我が国産業の国際競争力を高めるといった観点からは決して好ましいものではないと考える。

(3) 平成15年審査基準改訂

以上のような状況を踏まえて、特許庁は平成15年10月、実質的に10年ぶりとなる補正に関する審査基準の改訂を行った。その内容としては、従来の「直接的かつ一義的」に代わり、「当初明細書等の記載から自明な事項」という解釈が導入された。

この新しい審査基準の内容を総合的に見ると、補正の審査に当たっては、形式的な文言に拘泥せず、出願当初の明細書等に記載された“発明の本質”に着目し、これを保護しようとする姿勢が貫かれており、産業界から見て、歓迎すべきものといえる。補正に関する審査基準の妥当性は、国際調和という観点及び、権利を取得する者と、この権利を行使される者との利害バランスを図るといった観点からも重要であると考えられる。補正の制限が厳し過ぎれば出願人の利益を害し、逆に甘きに過ぎれば権利行使を受ける第三者の利益を害する。出願人である多くの企業は、その一方で権利

行使を受ける主体でもあり、いずれの被害者にもなり得る。

以上から、平成5年法改正前の補正の審査実務は出願人にとっての裕度が大きすぎ、権利行使を受ける第三者の利益に厳しいものであったようだ。また、平成5年法改正後の審査実務は、逆に出願人に厳し過ぎたように感じる。今回、平成15年の審査基準の改訂により、補正の審査は、権利者と第三者との利害バランスがとれ、かつ、欧米の補正の審査との調和という観点からも、妥当なものになるのではないかと思う。その結果、出願明細書等に記載された“発明の本質”が特許権として適切に保護されることになり、我が国においても、欧米と変わらぬ内容で、基本特許、国際標準に関連する規格特許等の取得ができ、我が国産業の国際競争力の向上に資することが期待される。実際の審査実務において、この新しい審査基準が当初の理念から乖離することなく適正に運用され続けることを切に期待するものである。

2. ソフトウェア関連発明についての審査基準(平成12年審査基準改訂他)

特許制度の保護対象の範囲を策定する上で、発明の定義に関する規定である特許法第2条第1項(自然法則の利用)が、非常に重要であることは言うまでもない。この発明の定義規定において、ソフトウェアに関する発明が果たして特許制度の保護対象となるか否かは、従来必ずしも明確ではなかった。

特許庁は、情報関連産業の興隆という時代の要請もあり、特許法上の発明の定義規定を変更することなく、審査基準を改訂することにより、ソフトウェアを特許制度の保護対象とすることを明確にした。

ソフトウェアの保護に関しては、欧米も似通った事情があり、いずれの国もアルゴリズムそのものを発明とはみなさないが、所定の要件を具備するソフトウェアは発明とみなして取り扱う審査実務を採っている。例えば、米国では、有用(usable) 具体的(concrete) かつ有形の結果(tangible result)を備えるソフトウェアは特許的確性が認められることになる(1998年 State Street Bank 事件)。また、欧州特許条約(EPC)では、法律そのものでは、アルゴリズムやコンピュータプログラム等を特許の保護対象から排除しているが、

クレームされた主題が、更なる技術的効果（further technical effects）を備えれば特許の対象となるとする審査実務を採っている（1998 T1173/97 IBM事件審決）。

我が国では、比較的早期にソフトウェアが特許により保護されることが明確にされ、情報関連産業の興隆のタイミングに一致して、ソフトウェア権利者が保護を受けることを可能ならしめたと言える。

平成12年改訂の審査基準では、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合、当該ソフトウェアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たっているといる。この審査基準では「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合の実例が挙げられている。しかし、現状の審査基準では、明らかに発明として成立しない事例と、明らかに発明として成立する事例とが併記されているのみであり、その中間にある現実の境界線を窺い知るための基準、すなわち「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて実現されている」ことをどこまで具体的に記載すれば「発明」として認められるのが必ずしも明確に示されていない。出願人としては、ソフトウェアそのもののアイデアを、できるだけ上位概念としての形で保護してもらいたいというのが本音であり、我が国情報関連産業の国際競争力増強のためにも、現実の審査における境界線を、審査基準で明確に示すべく、さらなる検討を期待したい。

3. 発明の実施行為の明確化（平成14年法改正及び平成12年審査基準改訂）

従来、ソフトウェアに関する発明については、装置又は方法による保護形態のみに限られていたため、記録媒体や通信回線を利用してプログラムを提供する行為について、直接的に侵害を問うことが難しいという問題があった。これに対し、特許庁は平成9年公表の運用指針において、「プログラムを記録した記録媒体」を「物」として扱うことを明記したのに続き、平成12年改訂の審査基準では、「プログラム等」についても「物」の発明として、クレームに記載できることとした。

しかし、「物」とは有体物に限られ、無体物である「プログラム」を「物」として取り扱うことが、法律解

釈上妥当ではないのではないかという見方もあった。そのような状況下、その翌々年の平成14年法改正において、「プログラム等」の定義を明確にするとともに、「プログラム等」の発明の実施行為には「電気通信回線を通じた提供」が含まれることとした。

このような一連の改正が行われた結果、「を計算するプログラム」というクレームを記載しておけば、そのプログラムがインストールされた装置を製造・販売する行為、そのプログラムを使用して計算をする行為、及びそのプログラムを記録媒体やインターネットを通じて頒布する行為の全てを権利化できることになった。

即ち、出願人は、ソフトウェア関連発明については、プログラムクレームの記載を基本としつつ、装置クレーム、方法クレーム、媒体クレームを必要に応じて併せて記載するなど、様々な切り口によって万全の保護を図ることができるようになった。その結果、当該法改正がソフトウェア関連発明の特許による保護を強化し、我が国情報関連産業の国際競争力向上に貢献したことは疑いのない事実であると思う。

4. 先行技術文献開示制度の導入（平成14年法改正）

出願人の有する情報の有効活用による審査迅速化と先行技術を十分に認識することによる出願の厳選を目的に、平成14年法改正で、先行技術文献の開示義務が規定された。

特許出願に慣れた企業の場合には、出願明細書の従来技術として公報番号等の文献名を記載することは以前から一般的になされており、当社の場合も発明部門に先行技術調査を義務付け、関係調査会社による先行技術調査を実施し、抽出された先行技術は明細書に記載することとしている。従って、この改正は当社のように日頃から活発に特許出願活動を行っているような企業には、ほとんど影響のないものであったと思われる。

他方、この改正は、どちらかと言うと個人発明家や組織的な知財部門を持たず、特許出願の実績もそれほどないような企業に影響を与えたものと考えている。そして、これらの者にとり新たな負担の増加となるようにも見えるが、特許庁のIPDL等の調査環境が整備されていることもあり、比較的容易に上記改正対応の先行技術調査を実行できるものと思われる。それにも

まして、出願人が予め先行の出願公開公報等の存在を認識することで、無駄な特許出願に伴う、無用な出費を抑制できる効果が大きいと思われる。また、これらの者に限らず、第三者にとっては、出願明細書に必ず先行技術文献が記載されるようになったことで、従来技術との比較における発明の特徴的部分の理解がし易くなり、権利解釈が容易になるという効果も生まれており、全体として、この改正は評価できるものと考えられる。

なお、当社は、平成14年改正法施行後は、さらに先行技術調査を徹底させ、出願を依頼する書面に、実施した先行文献調査(どのような調べ方をしたか)を詳しく記載させるとともに先行技術文献の文献名の記載とコピーの添付とを義務付けることとし、本規定に合致させるようさらなる徹底を図っている。

早期権利付与を目指す改正

1. 実用新案法改正(平成5年法改正)

実用新案の対象は、早期に実施が開始されるライフサイクルの短い製品の技術であり、早期権利保護を行った方がニーズに応えられるとの理由により、平成5年に実用新案法が改正された。この改正では、従来の実体審査を廃止して実質的無審査登録主義に移行するとともに、権利存続期間を出願から6年とした。なお、同改正では、適正な権利行使と第三者の救済とを図るべく、権利行使時の実用新案技術評価書の提示義務や、過失推定規定の廃止なども行っている。

歴史的に見れば、実用新案制度は、欧米の基本技術を導入し、これを改良してより優れた製品を産み出すという、我が国特有の産業構造を育成する役割を果たしてきた。しかし、近年の電機業界各社の実用新案出願傾向をみると、ほとんどの企業において実用新案登録出願件数は1989年(平成元年)~1993年(平成5年)の間に徐々に減少を続けた後、平成5年法改正以後に激減し、現在は、年に数件という状況になっている。

この状況を分析すると、1989年~1993年においては、実用新案のみならず、特許出願件数においても減少が見られる。これは、各社が知財戦略を量から質にシフトし、出願の絞込みを始めた結果と考えられる。また、平成5年法改正以後は、これに加えて、特に、電

機業界においては、さらなる製品・技術水準の高度化の進展により、実用新案レベルの技術考案が大きく減少したこと及び権利行使時の労力、権利の法的安定性、権利存続期間等を総合的に考えた結果、実用新案権の利用範囲が大きく狭まり出願数の激減となったと考えられる。

このように、実用新案出願の激減の主たる理由が、特に、電機業界においては、さらなる製品・技術水準の高度化の進展により、実用新案レベルの技術考案が大きく減少したことによることから、平成5年の法改正がなかった場合でも、時期は若干ずれても、同じ結果になっていたと思われる。

以上を踏まえると、現行の実用新案制度は、抜本的に見直す時期にきていると考えられる。見直しに当たっては、利用者各位の意見を十分に聴取していただくよう要望したい。

2. 審査請求期間の短縮(平成11年法改正)

本法改正以前の我が国特許制度では、審査請求期間は出願後7年以内と規定されていた。従って、この制度では、権利の最終確定まで、出願してから最大7年以上の長期間を要することとなり、その間、権利未確定となり、権利活用の視点から、権利の早期確定を望む声があった。また、諸外国との比較においても、出願から権利確定までの期間が長く、国際調和という観点から問題ありとの指摘があった。しかし、一方で、出願権利化の視点からは、7年の期間内であればいつでも審査請求をすることが可能であり、その間に、製品・技術動向を見定めて戦略的な権利化を図ることができる側面もあったと思う。

従来の制度をもう少し詳しく見てみると、先にも述べたように、権利活用の視点から、審査請求期間7年というのは長きに過ぎた。すなわち、第三者は製品開発にあたり、権利未確定の出願に対しては、詳細な説明に記載された技術内容まで精査し、予想される将来の請求項を検討し、設計変更や代替技術の準備等の対策を施すのが一般的である。特に、電機・電子分野では一つの製品に関係する出願件数が多く、このように権利未確定で内容変更が可能な出願が長期間存在すると、大きな弊害が生ずることになる。

尤も、出願人以外の者でも審査請求をすることが認

められていたため、審査の早期確定を望む第三者は自ら審査請求をすれば問題ないとの見方もできる。しかし、他人の出願に対して審査請求を行えば、その事実が出願人に通知され不利になるとの認識から、第三者が他人の出願に対して審査請求を行うということは、通常行われない。

このような背景の下、平成11年改正法で審査請求期間が7年から3年に短縮された。

この法改正は、全体としてみれば、権利の早期確定を実現するものとして、理解できるものといえる。しかし、一方で、権利化の視点から見ると、特に我が国として重要な、画期的な基本発明や国際標準に関連する発明等を、特許権としてより適切に保護するためには、技術・製品化動向や国際標準動向を見定めて戦略的に権利化が行えるようにすることが望ましく、欧米では、特許査定後の分割・継続出願を可能にして、実質的に継続補正を担保している状況である。以上の点を考慮して、原則的には、現行法通り「審査請求期間3年」を踏襲しつつ、例外的に特定の基本発明や国際標準に関連する発明等については、例えば「申請によって、一定期間、審査着手を遅らせる」等の措置が取れるように、継続補正を担保するのにも一方法ではないだろうか。関係各位の検討をお願いしたい。

登録後の係争に関する改正

1. 付与後異議申立制度（平成6年法改正）及び特許異議申立制度と無効審判制度の統合（平成15年法改正）

平成6年法改正以前の我が国特許法は、いわゆる付与前異議申立制度を採用していたが、出願公告後の異議期間を経過した後に初めて権利を付与するという付与前異議申立制度では、異議を受ける案件が全体の7%（うち異議申立が成立する割合は30%）程度であるにもかかわらず、全出願が一律に異議申立期間が経過するまで特許付与されず、さらに、多数の異議申立がされた場合には審査に長期間を要し権利付与が遅れる。このことが迅速な権利付与の要求に合致しないこと及び付与後異議申立制度を採用する欧州などと調和を図る必要性等から、平成7年特許法改正で、付与前異議申立制度から付与後異議申立制度に変更された。

この付与後異議申立制度の採用により、従来のように異議申立期間の経過を待たずに、権利が付与されることになり、タイムリーに自己の特許権を活用できることとなった。

また、付与前異議申立制度の下では、1994年の異議申立件数が7419件で申立率が7.0%、1995年の異議申立件数が8549件で申立率が6.9%であったのに対して、付与後異議申立制度の下では、1997年の異議申立件数が5322件で申立率が4.2%、1998年の異議申立件数が6130件で申立率が4.2%となり、異議申立件数が減少した事実と、特許実務に携わる実感として、付与後異議申立制度は、改正前にあった意図的な異議申立の乱発の抑制効果も果たしたと考えている。

平成6年特許法改正後、付与後異議申立制度と無効審判請求制度とが並立する期間が続いたが、特許の有効性を巡る紛争の解決に長期間を要している等の理由により、平成15年法改正で異議申立制度は廃止され、無効審判制度に統合されることになった。

この制度一本化による特許有効性紛争解決の効率化の狙いは妥当なものと思われる。

今後、特許の無効・有効の争いがどのように展開するかは各社未だ模索中ではないかと考えるが、法改正前、両制度が並立していた時期の状況として、申立人が出訴できる分、無効審判制度の方が有利と言われながらも、例えば、2000年の異議申立件数4558件に対し、無効審判件数296件、2001年の異議申立件数3536件に対し、無効審判件数283件であり、異議申立制度の方がはるかに利用されていたという事実があった。この理由の一つとして、異議申立の審理は、原則的に特許庁が審理している感覚が強く、相手と争うという性格の無効審判に比較して利用しやすい面があったと思われる。

今回の改正で、従来利用件数の少なかった無効審判制度に統一されたことから考えると、権利の瑕疵を問う請求がしづらくなることにはなるのではないと思われるが、我が国企業が、プロパテント政策のもと、戦略的権利活用を重視する状況においては、権利の瑕疵を問う請求も、従来とは異なり、その権利活用の一環の無効審判制度として運用されて行くことになるのではないだろうか。一方で、権利の質は、出願人による出願内容の厳選・高度化と特許庁によるこれまで以上に質の高い審査により担保されるべきなのかも知れない。

2. 特許の権利侵害に対する救済措置の拡充（平成10年法改正、平成11年法改正）

知的財産権の「広い保護」、「強い保護」等、いわゆるプロパテント施策を推し進めるべく平成10年法改正では、損害額の推定規定の強化（102条）と刑事罰の見直し（195条、196条、201条）が規定され侵害の救済措置が充実された。

さらに、平成11年法改正では、具体的態様明示義務の追加（104条の2）、文書提出命令特則の追加（105条）損害額鑑定人制度（105条の2）、裁判所による相当な損害額の認定（105条の3）が規定され、特許権者側の侵害の立証負担が軽減された。

これらのうち、影響の大きかったものは、いわゆる積極否認に関する規定である具体的態様明示義務（104条の2）及び文書提出命令特則の追加（105条）であろう。例えば、従来、企業が方法や物の製造方法の特許を取得しても、侵害事実の立証が極めて難しいという問題があり、これらの特許を活用する際に大きな障害となっていた。

しかし、上記積極否認に関する規定の追加により、被告が侵害を否認する場合は、相当な理由がある場合を除いて、自己が実施している方法の具体的態様を開示しなければならなくなったのである。その結果、従来法の下では、活用を諦めざるを得なかったような方法特許等の活用が高まり、そのような特許の価値を拡大させるに至った。尤もこの特許法改正以前にも、平成10年の民事訴訟規則（79条3項）の新設により、積極否認に関する規定は一部導入されていた。しかし、当該特許法の改正は、上記民事訴訟規則の内容を一歩進めてより具体的なものとし、しかも法律として条文で明確に定めたことにより、従来困難であった方法特許等の活用を容易ならしめたことは疑いがないと考える。

むすび

特許は、従来、創意工夫、研究開発にインセンティブを与えるためのものとして捉えられ、それを守るための法制度として特許法が制定され、改良を加えながら運用されてきたと考えられる。

今や、特許は知的財産として捉えられ、企業におい

ては、経営の中で非常に重要な位置を占めるようになり、「知財なくして事業なし」とも言われる状況ともなってきた。

この背景の下で、国をあげての「知的財産立国」の動きが始まり、日本の産業競争力強化に向けて、日本の産業再生に向けて、その鍵としての知的財産の創造・保護・活用のあり方が見直されようとしている。この中で、知的財産の中核をなす、特許権のあり方を規定する特許法が非常に重要な位置を占めるのは言うまでもない。

このような状況を踏まえ、産業競争力強化、又、科学技術力強化に資する特許権付与の在り方について、さらなる検討を加えて行く必要があると思う。よりよき制度に向けて、ユーザとしての産業界の立場から、今後とも積極的提言を行ってゆきたいと考えている。

Profile

吉田 一好（よしだ かずよし）

- 1975年4月 三菱電機入社 特許部配属
（国内外の特許取得活動、特許係争処理など担当）
- 1995年6月 半導体事業本部知的財産センターへ異動
（半導体に関する国内外の特許取得活動、特許係争処理など担当）
- 1998年4月 本社知的財産センター・特許企画部へ異動
- 2002年4月 本社知的財産センター・特許技術部に異動





意匠周辺施策の総括

特技懇編集委員会

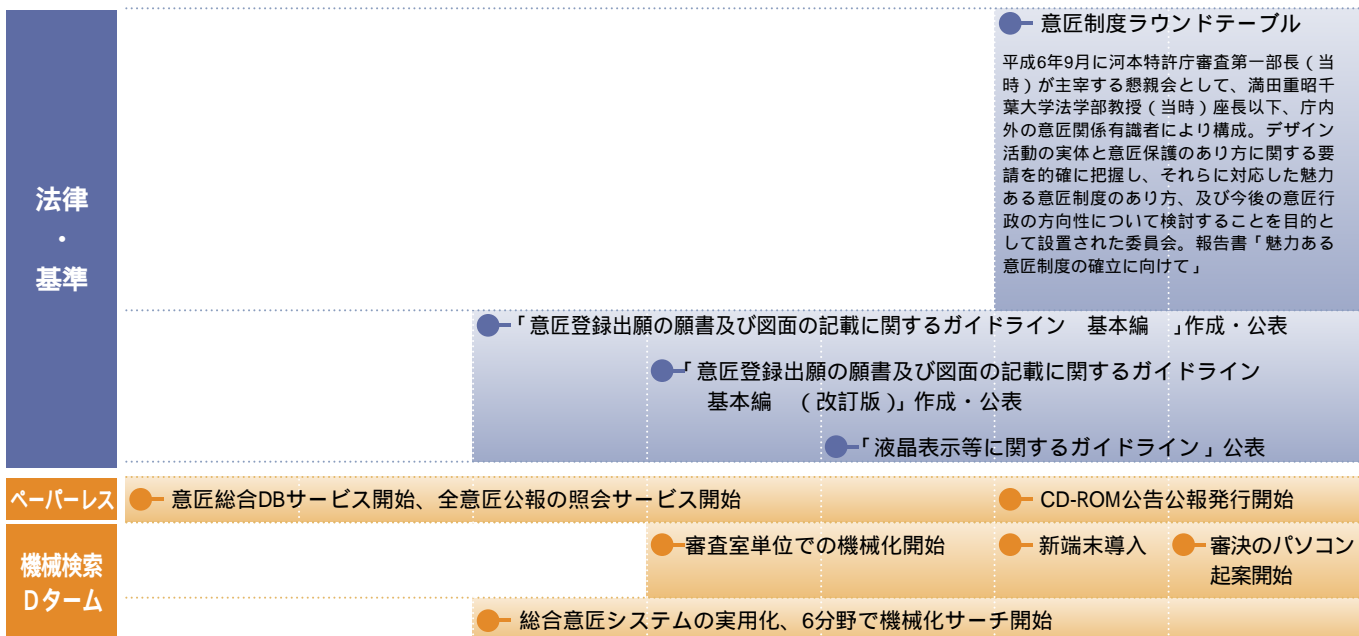
はじめに

意匠制度・意匠行政は平成元年に施行100周年を迎えたが、その後も約40年ぶりの意匠法改正（平成11年施行改正意匠法）をはじめ、審査の早期化、審査周辺システムの機械化、電子出願の導入、国際化への対応等、様々な施策によって大きく変化し、また知財環境へも変化をもたらしてきた。

意匠を取り巻くこの約15年間の特許庁施策を振り返るにあたり、「法律・基準」「ペーパーレス・機械化」「審査・審判」「国際関係」の4つのカテゴリで総括を作成し、合わせて年表を付して、変化を捉える材料としたい。

法律・基準

昭和34年意匠法制定以降、我が国のデザイン開発は大きくレベルアップする一方、デザイン開発の多様化、精巧な模倣品の増加等、従来の意匠制度では対応できない場合があった。こうした社会情勢の変化を受けて、現代のデザイン開発の実態に即応した法的保護を実現するため、昭和63年に特許庁内に意匠制度検討委員会、平成6年9月に意匠制度ラウンドテーブル、平成8年10月に社団法人日本デザイン保護協会（JDP）内に意匠制度検討特別委員会、平成9年4月に工業所有権審議会法制部会意匠小委員会を設置し、検討を重ねた。平成9年12



審査・審判

意匠の早期保護の要請に対処するために、瑕疵のない意匠登録出願の全件につき1年以内に設定登録をすることを目標とする「意匠登録一年化計画（DR1計画）」を策定し、平成2年から実行した。DR1計画は平成14年度末でほぼ達成され、現在ではDR1の安定的運用を図っているところである。DR1計画は、「審査人員の増強」「審査事務処理の効率化」「民間能力の一層の活用」「出願人側的確な対応」を盛り込むべき施策としたが、具体的には「調査員の増員」「出願ガイドラインの作成」「2サイクル審査の導入」「民間能力（（社）日本デザイン保護協会）の活用」「審査基準、審査便覧等の整備」「早期審査・審理の実施」「FA12」「SA早期化」「難件処理委員会の設置」等の施策があげられる。

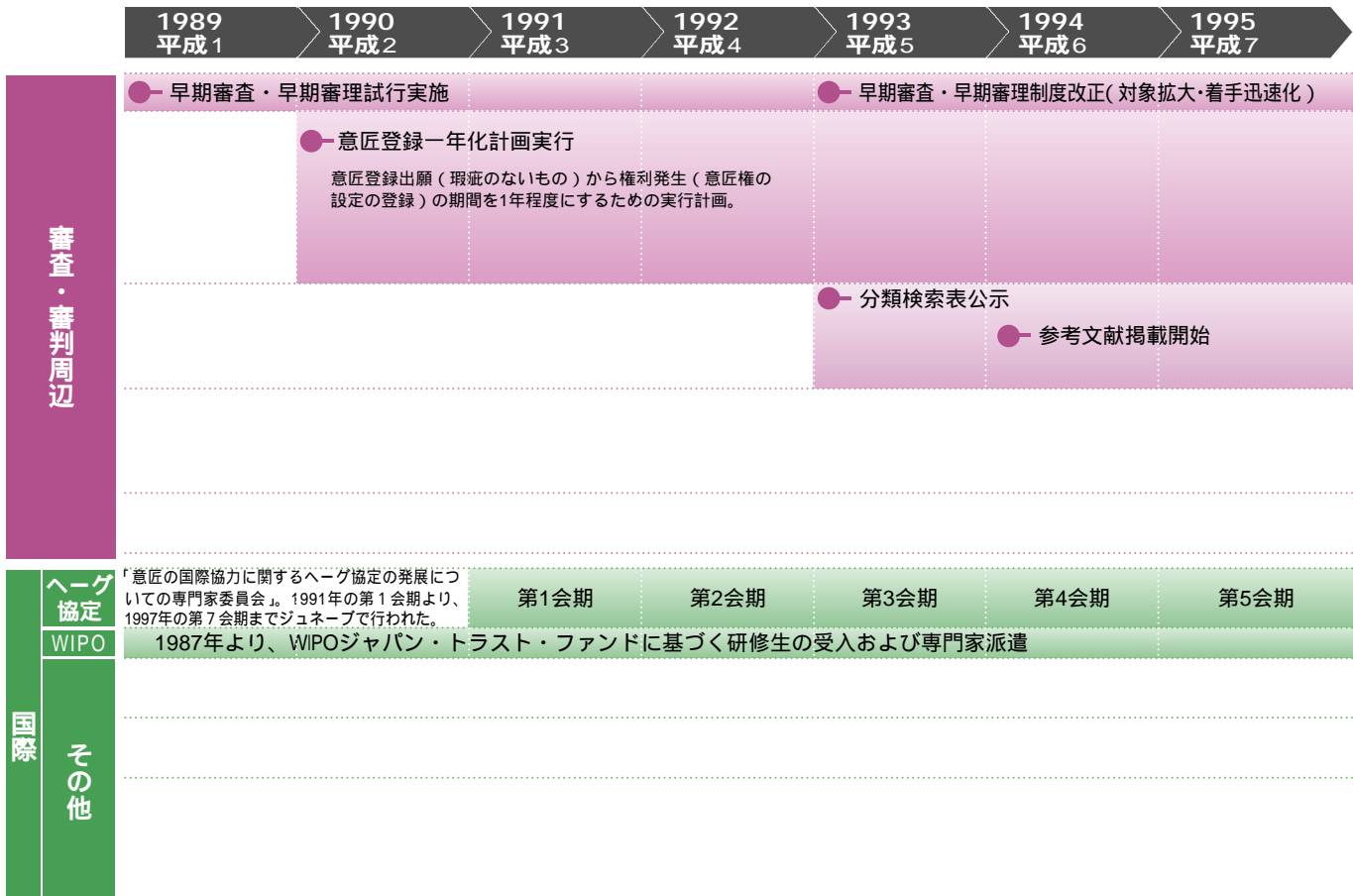
また、主に対外的な審査周辺施策として、「分類表の

改正・意匠分類検索表の作成」「参考文献の掲載」「意匠マップの作成・公表」などが行われており、一方、制度を広く理解してもらうために「産業財産権標準テキスト・意匠編」発行や意匠制度紹介ビデオの制作等も行っている。

国際関係

国際化への対応としては、ヘーグ協定新アクトへの取り組みと、途上国協力への取り組みがある。

ヘーグ協定（1960年）は国際的な意匠の保護に関し現在唯一機能している国際協定であるが、我が国をはじめとする実体審査を行う国の加盟は進んでいない。そこで実体審査国の加盟を促進して広域化を図ることを目的とした、WIPOによる新アクト草案起草の作業が開始された。1991年以降7回の専門家委員会開催後、ヘーグ



協定ジュネーブアクト採択のための外交会議が1999年に開催され、我が国もその会議に参加した。

途上国協力としては、「途上国関連研修生受入」と「途上国関連専門家派遣」を行っており、JICAを通じたコース研修、セミナー開催による研修協力、WIPOジャパン・トラスト・ファンドによる研修生受入協力、(財)海外技術者研修協会を通じた(社)発明協会による民間工業所有権関係者への研修に対する協力等を継続している。専門家派遣では途上国の要請によって、意匠審査官の短期派遣が行われ、派遣先はマレーシア、タイ、ベトナム、モンゴル、インドネシア等である。

寄稿の紹介

今号の特集の意匠周辺施策について、弁理士の吉田親司氏からご寄稿をいただいた。意匠法改正をはじめとす

る我が国の意匠制度の変化とその影響を、国際的な比較を交えて伝えていただき、また意匠制度の将来についても述べていただいた。意匠制度の今後のあり方を考える際にも是非参考にさせていただきたい。

デザインはその時代時代のライフスタイルを目に見える形で反映し、それゆえ保護や活用のあるべき姿も関連産業と共に変化するものである。近年の、モノと情報の急速なグローバル化の中で、デザイン行政・意匠制度がどのように対応してきたのかを概観し、この特集が意匠制度のあるべき姿を模索する一助となれば幸いである。

<参考資料>

特許庁発行「意匠制度この10年の歩み」平成11年2月
(担当 加藤 綾子)

